

10月1日現在、保育施設等を利用している方(2号・3号認定の児童)は

現況届の提出が必要です

【目的】保育を必要とする事由や状況に引き続き該当していることを確認するため

※提出がない場合、引き続き保育施設等の利用ができなくなることがあります。

【期限】 **11月 5 日(火) 午前中までに**

【提出方法】10月16日以降に保育施設から配付された現況届に、必要事項を記入、就労証明書等を添付し、保育施設に提出してください。

※配付日より前に就労証明書が必要な方は、保育施設に申し出てください。

※令和7年度の保育利用申込期間(一次募集)は、10月22日(火)から11月8日(金)まで(必着)です。現況届と令和7年度の新規申込みが重なる世帯(例:きょうだいで上の子は在園、下の子は4月に申込み等)は、就労証明書等の原本を新規申込書類に添付し、現況届にはコピーを添付してください。

問 岡山市 就園管理課 電話(086)803-1432